

平成 30 年度事業計画・行事計画

一般財団法人 東京都遺族連合会

I. 基本方針

我々が今日、平和と自由の恩恵を享受できるのは、国のために命を捧げた戦没者の尊い犠牲によるものであることに思いをいたし、国家、国民は戦没者に対して尊崇と感謝の誠を捧げることを忘れてはならない。

日本遺族会は昨年9月、天皇・皇后両陛下のご臨席を仰ぎ創立70周年記念式典を挙行し、陛下から戦没者及び遺族に対する深い恩召しを押し、遺族一同感謝とこの上ない喜びで一杯となり、深い感銘を受けた。

東京都遺族連合会も来年5月創立70周年を迎える。

昭和24年東京都遺族厚生会として発足以来、尊い命を国に捧げた英靈の顕彰と戦没者遺族の福祉向上、更には平和国家の建設に向けて一致団結して活動を展開してきた。今日の平和と繁栄、遺族の生活再建と安定に果たした意義は高く評価されるものである。

今年は、明治元年から数えて150年にあたる。その間、日本国民は幾多の戦争を経験し、それを踏まえ平和な日本を築いてきた。しかし、世界は未だに紛争が絶えず、日々罪のない多くの命が失われている。我が国を取り巻く東アジア情勢は、中国の領土・領海等強硬姿勢が目に余り、北朝鮮は核・ミサイル開発を強行し、より一段と緊張が増している。

戦争を知らない世代が国民の大多数を占め記憶が風化しつつある中で、陛下のお言葉を胸に刻み、戦没者遺族の苦しみ、悲しみを一番知っている我々は、「二度と戦争をしてはならない。我々のような遺族をだしてはならない。」という原点に立ち、英靈を顕彰し、遺族を労い、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世にしっかりと継承していく責務がある。

高齢化著しい遺族会にあって、組織の維持、運営のあり方は、喫緊の課題である。英靈を顕彰するためには、後継者の育成が急務であり、戦没者の孫を中心平成28年12月に発足した「青年部」組織を強化するとともに、連合会の基礎である各地区遺族会の組織の充実を図り、女性部、青年部と連携・協働して、老壮青一体となって、遺族会運動の継承を進めていく。

30年度においては、事業・行事計画を確実に推進するとともに、遺族会全体の英知を結集して、抱える諸課題の解決に努める。

II. 事業計画

1. 英霊の顕彰並びに慰霊に関する事業

(1) 英霊顕彰運動の推進

天皇皇后両陛下は、終戦 60 年の節目の年にサイパン島を慰霊訪問され、70 年の節目の年にはパラオ共和国、そして昨年はベトナム共和国、今年 3 月には沖縄県へと、多くの将兵が眠る激戦の地へ慰霊訪問されるなど、国の平安を祈念された。また、折に触れ、戦争を知らない世代が増えていることを挙げ「先の戦争のことを十分に知り、考えを深めて行くことが日本の将来にとって極めて大切」と述べられている。

一命を国に捧げたご英霊の御心を今一度振り返り、残された戦没者遺族は平和の尊さを子や孫、曾孫に語り継ぐことに務める。

内閣総理大臣が平成 25 年 12 月に靖国神社に参拝したが、國を代表する総理大臣の参拝は、英霊に対する尊崇と感謝はもとより、国民に対し不戦を誓い、平和を希求するメッセージとしてもその意義は極めて高い。

総理、閣僚等に引き続き参拝されるよう要請するとともに、その定着化に向けて努力する。

(2) 戦没者追悼式及び拝礼式の施行

英霊の慰霊顕彰は、戦後何十年経ようとも國、自治体並びに国民全体の永遠の責務である。

遺族連合会においては、その象徴的行事として春秋二回の慰霊追悼の式典をはじめ、定例的に拝礼式を挙行し、ご英霊に感謝と哀悼の意を表して戦没者遺族の心情に応える。

また、8 月 15 日の全国戦没者追悼式、東京都戦没者追悼式及び沖縄県米須の丘における東京都南方地域戦没者追悼式並びに硫黄島戦没者追悼式については、多くの遺族の参列のもとに、東京都と協力して実施する。

更に、市区町村や遺族会が行う慰霊・追悼の式典には、本会役員が参列し、追悼のことばを捧げる。

(3) 戦跡慰霊巡拝の実施

戦跡慰霊巡拝は、戦没者遺族が肉親最後の地を訪ね、戦没者に想いを廻ら

し、慰靈の誠を捧げる重要な事業である。

本事業は、遺族会の強い要望から東京都の助成のもとに戦没者の妻、兄弟子、孫、甥姪、子及び兄弟姉妹の配偶者を対象に戦没者1名につき複数の遺族が参加できるようになった。このことを踏まえ、各地区遺族会を通じて対象地域戦没者遺族への周知を図り、参加者の拡大に努める。

本年度は、これまでの実施地域や遺族の意向を踏まえて計画・実施する。

(4) 慰靈友好親善事業の推進

日本遺族会が政府の補助事業として実施している戦没者遺児の慰靈友好親善事業については、受付申請業務と広報に努め、参加者の増大に努める。

平成30年度実施予定地域

広域地域 17地域、延べ15回・792名（予定）

- ① 旧満州 ② 旧ソ連 ③ 西部ニューギニア ④ トラック・パラオ諸島
- ⑤ ボルネオ・マレー半島 ⑥ マリアナ諸島 ⑦ ビスマーク諸島
- ⑧ 東部ニューギニア ⑨ ミャンマー・タイ ⑩ ソロモン諸島 ⑪ 中国
- ⑫ フィリピン ⑬ 台湾・パシー海峡 ⑭ マーシャル・ギルバート諸島

※ 以下の地域は二次を実施する。

- ① フィリピン

特定地域 3地域・108名（予定）

- ① 西部ニューギニア ② 東部ニューギニア ③ ミャンマー

(5) 戦没者遺骨収集帰還事業への支援

遺骨収集帰還事業等について、孫・曾孫等の参加をより一層促すため、受付申請業務と広報に努め、地区遺族会の協力の下、千鳥ヶ淵国立戦没者墓苑で行われる遺骨出迎え、引渡式への参列及び東京都が行う遺族への遺骨伝達に協力する。

平成30年度遺骨収集帰還等実施地域・19地域(予定)

- ① フィリピン ② 東部ニューギニア ③ ビスマーク・ソロモン諸島
- ④ インドネシア ⑤ パラオ諸島 ⑥ マリアナ諸島 ⑦ トラック諸島
- ⑧ マーシャル諸島 ⑨ ギルバート諸島 ⑩ ミャンマー ⑪ インド
- ⑫ 横須賀 ⑬ 沖縄 ⑭ 硫黄島 ⑮ ハバロフスク地方 ⑯ 沿海地方

⑯クラスノヤルスク地方 ⑰ザバイカル地方 ⑲ブリヤード共和国

2. 戦没者遺族の処遇向上及び福祉に関する事業

(1) 戦没者遺族の処遇改善運動の推進

- ① 高齢化が著しい戦没者遺族にとって公務扶助料等は、生きていくための重要な糧となっていることを鑑み、今後とも、国家補償の理念に基づいて改善が行われるよう更に働きかける。
- ② 特別弔慰金は、今後、戦没者の孫、曾孫も支給対象となるよう、支給要件等の改善について、積極的に働きかける。
- ③ 遺児友好親善事業等政府関連慰靈巡拝事業の参加者の範囲を拡大するよう要望する。

(2) 社会福祉活動の推進

社会福祉活動は、遺族会の存立意義を高める上においても極めて重要である。一人暮らしを余儀なくされている年老いた戦没者の妻等の家庭や施設を訪問し、話し相手等のボランティア活動の社会奉仕活動を推進する。

- ① 戦没者の父母・妻に対する慰問品の贈呈及び激励訪問。
- ② 共同募金運動及び複十字シール運動への参加、社会福祉活動支援。
- ③ 自立が困難な高齢遺族に対する行政との連携による援護施策の啓蒙。
- ④ 諸社、慰靈碑、忠魂碑等の清掃奉仕活動等を実施する。

3. 東京都戦没者靈苑管理運営業務の推進

東京都戦没者靈苑は、約 16 万にのぼる東京都関係戦没者の慰靈と平和を願う都民の親しめる施設として設置、運営している。

本会がこの施設の管理運営を行うことは、連合会の恒久平和を願う目的と同じことであり、また諸行事を推進するために重要であり、その存在を広く都民に周知する上で、大きく貢献している。

このため、本年度においても、来苑者及び利用者に対するサービスの充実や、施設の整備、整頓及び大戦に関わる記録保存、遺品の収集、展示等受託業務の誠実な履行に努める。

また、靈苑内の民生・児童委員顕彰碑の管理業務を適正に実施する。

4. 組織運営の充実強化

本会の使命である英靈の顕彰と戦没者遺族の福祉の向上については、後退することなく今後とも充実・強化していくかなければならない。

このため、後継者である戦没者遺児やその配偶者を中心に孫・曾孫、甥姪等、若い世代の加入を促進し、平成28年12月に発足した「青年部」組織を充実し、後継者として育成する。特に、各地区遺族会の組織の充実を図り、女性部、青年部と連携・協働して遺族会活動を継承していく。

来年5月の創立70周年を迎えるに当たり、70周年記念行事準備委員会(仮称)を設立し、準備を進める。

(1) 組織の拡充強化

安定的な組織運営を確保する上で会員の維持増強が重要である。

- ① 実態調査の活用による会員後継者、子、孫等の諸行事への参加と入会促進。
- ② 特別弔慰金受給者、慰靈友好親善事業参加者の入会促進。
- ③ 靈苑の位牌管理名簿の検証による会員の掘り起こしなどにより、会員の増強に努める。
- ④ 会員の減少、遺族会離れを加速している要因の一つは、会と遺族をつなぐリーダー(世話人)の高齢化と後継者難にあり、組織を維持する上でこの対策が重要且つ急務であり、人材の確保、養成を図る。

(2) 青年部の充実強化

戦没者遺児が高齢化するもとで、組織の継承と永続を図るために、戦没者の孫、曾孫、甥、姪、の加入による後継者づくりが欠かせない。

このため、青年部を充実・発展し、日本遺族会の青年部と協働して後継者の育成に取り組む。

- ① 代表者会議の開催
- ② 研修会の開催
- ③ 諸行事への参加促進

(3) 女性部活動の充実

女性部は遺族会活動の中核的な役割を果たしており、地区遺族会及び連合会活動の事業運営はもとより情報の収集、伝達機能としても重要である。入会していない女性遺児の積極的参画と男性遺児の配偶者及び子、孫、姪等の加入を促進し、部会活動の充実と後継者の育成に努める。

また、女性部のない遺族会については、設置を促進する。

(4) 運営財源の確保

会員の減少等による厳しい情勢の下における財源の確保は、地区遺族会及び連合会にとって重要かつ深刻な問題である。

遺族会の本来的使命である英霊の顕彰や遺族の福祉、処遇改善運動を推進する組織活動を活発にするためにも、一定の運営資金を維持し、財政の安定化を図ることが不可欠である。

- ・連合会創立70周年記念を迎えるに当たり、「運営基金募金」を行い、将来に備え運営基金の造成を図るとともに、フィリピンの「東京の塔」(平和記念碑)を修理する。
- ・極力運営経費の節減に努めるとともに、靈苑管理業務と役割分担を図り、財政運営の効率化に努める。

(5) 研修・情報提供の推進

活発な組織運営と会員相互の連帯を図る上で、研修及び情報提供の拡充が重要である。

適宜、研修会や旅行会を実施し、遺族関連情報の提供や関係知識の向上を図るとともに、適時適切な情報の収集提供に努め、ホームページや機関紙等を充実させ、連合会、遺族会及び会員との理解と連帯感の醸成に努力する。

III. 行 事 計 画

1. 英霊の慰霊及び顕彰

(1) 拝礼式

5、7、12、1月の15日

午前10時30分開式

- (2) 慰靈追悼式 秋季 10月 15日 (月) 春季 3月 15日 (金)
- (3) みたままつり 7月 15日 (日)
- (4) 靖国神社昇殿参拝・觀桜懇談会 4月 11日 (水)
- (5) 東京都戦没者追悼式 8月 15日 (水) 11時45分より
東京都共催 文京シビックホール
- (6) 全国戦没者追悼式参列 8月 15日 (水) 11時45分より
日本武道館
- (7) 東京都南方地域戦没者追悼式 10月 26日前後 (予定)
沖縄「東京の塔」霊域内 東京都共催
- (8) 硫黄島戦没者追悼式参列 1月中旬頃 (予定)
硫黄島「鎮魂の丘」
- (9) 戦跡慰靈巡拝 3月初旬頃 (予定)
中部太平洋方面 (グアム・サイパン) (予定)
- (10) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑慰靈祭 春季 5月 30日 (水)・秋季 10月中旬
- (11) 遺骨引渡式 帰還の都度 千鳥ヶ淵戦没者墓苑
- (12) 遺骨収集事業への参加・協力 国の年間計画による
- (13) 慰靈友好親善事業に参加・協力 日本遺族会の年間計画による
- (14) 沖縄平和祈願慰靈大行進に参加 6月 22日 (金) ~24日 (日)

2. 戦没者遺族の処遇改善・福祉の向上

- (1) 国会陳情 12月 全国戦没者遺族大会終了後
- (2) 東京都議会陳情 9月初旬
- (3) 戦没者父母・妻への慰問品贈呈 9月中旬
- (4) 一人暮らしの父母・妻等を激励慰問 隨時
- (5) 戦没者遺族援護相談 隨時
- (6) 研修会
 ◎ 研修旅行 6月
 ◎ 青年部研修会 (予定)
- (7) 赤い羽根共同募金・複十字運動への参加協力 10月

3. 東京都戦没者霊苑管理運営

- ◎靈苑の維持管理及び清掃
- ◎戦没者名簿の整理・閲覧
- ◎来苑・施設利用者の受付・接遇 (年間10,000人)
- ◎民生委員・児童委員顕彰の維持管理

4. 機関誌の発行 新年号(9,000部)

5. 組織の運営

(1) 正副会長会	5、7、10、12、1、3月の挙式終了後開催 その他必要な都度開催
(2) 理事会	5、7、10、12、1、3月の挙式終了後開催 その他必要な都度開催
(3) 評議員会	5月末・3月末の年2回
(4) 新年会	1月18日(金) ホテル マリエドモント
(5) ブロック地区会議	必要な都度
(6) 女性部長会	隔月挙式終了後開催
(7) 女性部定例役員会	女性部長会終了後
(8) 青年部運営会議	
(9) 70周年記念事業準備委員会(仮称)	5月設置

6. 日本遺族会

(1) 支部長会議	随時
(2) 常務理事会	随時
(3) 理事・評議員会	5月・6月・2月
(4) 女性部長会	5月16日
(5) 女性部・青年部合同研修会	月日
(6) 第2ブロック会議	10月18~19日 山梨県
(7) 全国戦没者遺族代表者会議	夏
(8) 第73回全国戦没者遺族大会	12月15日(予定)
(9) 事務局長会議	年2回
(10) 事務局長・職員研修	10月11~12日 愛知県